

職員の懲戒処分について

このことについて、地方公務員法第29条第1項第2号の規定に基づき、下記のとおり処分しましたので公表いたします。

記

【処分内容】

1. 被処分者（当事者）

処分年月日	役職	年代	区分	処分内容
令和8年3月4日	係長	50代	不適正な事務処理	減給（10分の1） 2月

2. 管理監督者

処分年月日	役職	年代	区分	処分内容
令和8年3月4日	課長	50代	指導監督不適正	減給（10分の1） 2月

【事件概要】

被処分者については、4事案の担当事務に係る事務処理を長期間にわたり怠り、事業の執行遅延及び未執行、支払遅延、不適正な支払処理が確認され、職務怠慢に該当するものと認められるため、懲戒処分として減給（10分の1）2月とした。

管理監督者については、被処分者の処分理由となる事件が複数であり、長期間にわたり適正な改善指導を怠ったものと認められるため、懲戒処分として減給（10分の1）2月とした。

【町長のコメント】

このたびの事務怠慢による不適正な事務処理は、町民の皆様の信頼を損ねるものであり、深くお詫び申し上げます。

改めて、全職員に適正な事務の執行を行うよう徹底を図り、全力をもって職務に取り組むよう指示をいたしたところでございます。

今後、より一層、職員の綱紀粛正及び服務規律の保持を徹底させるとともに、町民の皆様の信頼回復に全力を注いでまいります。